

# 「御坊市シティプロモーション動画制作等業務委託」に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本要領は、御坊市シティプロモーション動画制作等業務委託の受託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルについて、次のとおり必要な事項を定める。

## 2 業務の目的

本市が令和3年3月に策定した「第5次御坊市総合計画」、「第2期御坊市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「本市の持つ多様な魅力を市内外に発信することにより、交流人口や関係人口の増加を図るとともに、誰もが御坊に愛着や誇りを持てるまちづくり」を推進していくこととしている。その取組みとして、市民と協働し、「人」や「地域」のつながり、まちの魅力や本市の強みについて協議し、シビックプライド醸成やU・Iターン推進につながるようなシティプロモーション動画を制作する。

## 3 業務概要

### (1)業務名

御坊市シティプロモーション動画制作等業務委託

### (2)業務内容

別紙「御坊市シティプロモーション動画制作等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。仕様書に記載のない事項についても、予算の範囲内での積極的な提案を期待する。

### (3)履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日（水）までとする。

### (4)予算限度額

4,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

## 4 担当部局及書類提出先

御坊市総務部企画課政策調整係

〒644-8686 御坊市藪 350 番地

電話 0738-23-5518

FAX 0738-24-2121

E-mail kikaku@city.gobo.lg.jp

## 5 参加資格要件

(1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2)御坊市暴力団排除条例（平成23年9月14日条例第18号）による入札参加

除外措置を受けていないこと。

- (3)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4)参加申込書の提出期限の日から契約締結日までの期間に、国または地方公共団体からそれぞれの規定による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5)国税及び御坊市税に滞納がないこと。
- (6)本業務において、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

## 6 スケジュール

公募開始日	令和 5 年 4 月 10 日（月）
質問書提出期限	令和 5 年 4 月 17 日（月）午後 5 時まで
質問、回答の公表	令和 5 年 4 月 20 日（木）
企画提案書等提出期限	令和 5 年 4 月 27 日（木）午後 5 時まで
プレゼンテーション審査	令和 5 年 5 月下旬予定
最適提案者決定	令和 5 年 6 月上旬予定
審査結果通知・公表	令和 5 年 6 月上旬予定

## 7 質問及び回答

本プロポーザルに参加するにあたり質問事項がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

### (1)提出期限

令和 5 年 4 月 17 日（月）午後 5 時まで（必着）

### (2)提出書類

質問書（様式第 1 号）

### (3)提出方法

「4. 担当部局及書類提出先」に電子メールにより提出する。

※件名は、「シティプロモーション動画制作等業務質問書（事業者名）」とする。送信後は、電話にて受信確認すること。

### (4)回答方法

質問に対する回答は、本市ホームページの本プロポーザル実施に関するページ内において公開する。なお、回答内容は本実施要領及び仕様書の追加・修正として取り扱う。

## 8 参加申込書及び企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、次のとおり参加申込書や企画提案書等を提出すること。

### (1)提出期限

令和5年4月27日（木）午後5時まで（必着）

### (2)提出書類

①参加申込書（様式第2号）

②会社概要書（様式第3号）

※会社案内やパンフレット等を添付してもよい（任意）

③企画提案書届出書（様式第4号）

④企画提案書（任意様式）

⑤業務実施体制調書（様式第5号）

⑥業務工程表（任意様式）

⑦見積書（内訳書）（任意様式）

⑧業務実績調書（様式第6号。ただし、官公庁が発注した同種業務（類似業務を含む。）の委託契約実績を有する場合のみ提出すること）

### (3)提出部数

① 1部

②～⑧ 7部（正本1部、副本6部）

### (4)提出方法

持参又は郵送により提出する。

※持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること（土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）。

※郵送の場合は、提出期限必着とし、書留その他の到着を確認できる方法に限る。

### (5)企画提案書等作成における注意事項

①1事業者あたり1案とする。

②用紙の大きさはA4判とする。

③企画提案書は、20頁以内とする。

④企画提案書とは別に業務実績調書の契約の事実を証明する資料として、契約書の写しを添付すること。

## 9 選定方法

### (1)審査方法

「別表1 審査基準」に基づいて、参加者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行う。選定にあたっては、合計点の最高得点者を受託候補者とする。

①最高得点者が同点の場合は、選定委員の投票により決定する。

②最高得点者が辞退及び失格となった場合は、次点者を受託候補者とする。

③応募が1事業者であっても審査し、適否を判断する。

- ④合計点が6割を超えない場合は、失格とする。
- (2)プレゼンテーション審査
  - ①実施日時・場所  
令和5年5月下旬  
実施日時・場所等については、別途電子メールで通知する。  
プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の提出順とする。
  - ②審査時間  
プレゼンテーションは20分以内、質疑応答は10分以内とする。
  - ③参加人数  
出席者は4名以内とし、本業務に従事する主たる担当者は必ず出席すること。
  - ④審査基準  
「別表1 審査基準」のとおり
  - ⑤その他  
プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は、参加者が準備すること。  
ただし、スクリーンやプロジェクターは本市が用意する。
- (3)審査結果の通知  
審査結果は、書面で通知する。受託候補者については、本市ホームページ等で公表する。

## 10 契約の締結

受託候補者として選定された者は、本市と協議の上で、契約に必要な書類を揃え、契約を締結する。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次点者を新たに受託候補者として協議を行う。

契約書の作成は、受託候補者が行うこと。契約に関する条項は、御坊市財務規則に基づくものとする。

契約保証金は免除とする。

## 12 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)参加要件等を満たさなくなった場合
- (2)提出期限までに必要書類が提出されなかった場合
- (3)提出書類等の記載内容が指定された内容を大きく逸脱している場合
- (4)提出書類等に虚偽記載等の不正な行為があった場合
- (5)見積金額が予算限度額を超えている場合
- (6)審査の公平性を害する行為や公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があった場合
- (7)参加者が契約手続きをすることが困難と認められる状態に至った場合

### 13 その他

- (1) 手続きに使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (2) 本プロポーザルの参加に係るすべての費用については、参加者の負担とする。
- (3) 書類提出後の修正及び差し替えは認めない。ただし、本市から指示した場合を除く。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類は、御坊市情報公開条例（平成 12 年 12 月 25 日条例第 29 号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (6) 提出された書類は、本プロポーザル以外に無断で使用しない。
- (7) 企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- (8) 主たる担当者は、やむを得ない場合を除き、変更は認めない。
- (9) 本プロポーザルにより知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。
- (10) すべての提出書類については、押印を不要とする。
- (11) 本事業の取組状況や成果については、本市のホームページや広報誌等で公表する場合がある。
- (12) 本市ホームページで公表する審査結果以外の審査に関する内容についての問合せは、受け付けません。
- (13) 審査結果に対する異議申し立ては、受け付けません。

別表 1 審査基準

No.	審査項目	審査内容	配点
1	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実績を有しているか。</li> <li>・実績から事業を遂行できる能力を有しているか。</li> </ul>	10点
2	実施体制 スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を実施するための適切な人員や体制が整っているか。</li> <li>・業務スケジュールに無理はないか、実現可能か。</li> </ul>	20点
3	企画提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の目的を正しく理解しているか。</li> <li>・動画の企画内容に係る効果的な実施方法など、業務の進め方について、具体的な方策や検討の進め方等を提案しているか。特にシビックプライド醸成に繋がるような提案内容となっているか。</li> <li>・多様な撮影技術（ドローン空撮等）を活用し、本市の魅力を感じられる美しい映像や市民を出演させる等、本市の魅力を最大限に引き出す内容となっているか。</li> </ul>	50点
4	独自提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有益な提案と思われる独自提案があるか</li> </ul>	10点
5	提案価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価点＝配点×（全参加者内最低提案見積価格）／（参加者の提案見積価格）</li> </ul>	10点
合計			100点